

(3) 通級による指導（障害別・児童生徒数）

管内	内容	学校別 種別	小 学 校					中 学 校					計	
			弱視	難聴	病弱 虚弱	言語 障害	情緒 障害	小計	弱視	難聴	病弱 虚弱	言語 障害		情緒 障害
北 北	学 校 数 教 室 数 児 童 生 徒 数					3		3						3
						6		6						6
						69		69						
中 中	学 校 数 教 室 数 児 童 生 徒 数			1		1		1						1
				1		1		2						2
				4		6		10						
南 南	学 校 数 教 室 数 児 童 生 徒 数													
会 津	学 校 数 教 室 数 児 童 生 徒 数					1		1						1
						1		1						1
						12		12						
南 会 津	学 校 数 教 室 数 児 童 生 徒 数													
相 双	学 校 数 教 室 数 児 童 生 徒 数					2		2						2
						4		4						4
						32		32						
い わ き	学 校 数 教 室 数 児 童 生 徒 数					2		2		1				1
						4		4		1				1
						54		54		3				3
計	学 校 数 教 室 数 児 童 生 徒 数			1		9		10		1				1
				1		16		17		1				1
				4		173		177		3				3

(4) 訪問教育対象児童生徒数及び担当教員数

	62	63	元	2	3	4	5	6	7	8
対象児童生徒数	114	103	109	112	104	92	94	77	82	77
担当教員数	33	32	34	37	41	41	35	33	35	33

(5) 心身の障害による就学義務の猶予・免除者の推移

	62	63	元	2	3	4	5	6	7	8
猶予者数	3	3	5	7	8	8	4	4	6	8
免除者数	7	5	5	5	5	4	4	2	1	1

※ 全就学義務の猶予・免除者のうち、障害を有するために猶予・免除となった者の数。

3 教職員人事・任用

(1) 児童生徒の障害の種類や程度に応じた教育の充実を図るため、幅広い知識とともに、専門性に富み、意欲や実践力のある人材の確保に努めた。

そのため、教員採用の改善に努めるとともに、障害種別を考慮した人事交流や小・中・高等学校との交流にも努め、適正な人事交流を図った。

(2) 人事異動の概要については、第5章義務教育及び第6章高等学校教育の中の教職員人事・任用の項を参照のこと。